

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年8月30日

要望団体名：一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部・岩手県塗装工業組合

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1. 塗装業者への分離発注について	<p>塗装工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。</p>	A
2. 塗装業者への発注件数並びに発注額増額について	<p>条件付一般競争入札において、発注業種の状況に応じて地域要件の設定基準を弾力的に運用することについては、業種間で地域要件の不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。</p> <p>なお、地元企業の受注機会の確保に配慮して、発注業種にかかわらず、設計金額に応じて旧地方振興局の区域を基本に原則的な地域要件を設定し、参入見込数が少なく競争性が確保されない場合には、地域要件を拡大する取扱いを行っております。(B)</p> <p>道路等の公共施設の塗装工事については、各分野で策定した個別施設計画に基づき、適切な時期に実施することとしており、これを計画的に進めるには、安定的な予算の確保が必要であることから、岩手県では、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、社会資本の適切な維持管理に必要な予算を確保するよう国に要望しているところです。</p> <p>今後も、財源確保に努めながら、社会資本の計画的な維持管理に取り組んでいきます。(B)</p>	B : 2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
3. 入札制度について	<p>① 一次下請けの実績について 総合評価落札方式における下請実績の評価については、下請としての施工実績の定量的評価に課題があるため、現状では、優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰）の実績のみを加点対象としているところです。 今後も、入札状況等について検証を行いながら、より良い制度運用に努めていきます。（C）</p> <p>② 評価点数について 総合評価落札方式の資格取得の取組の評価においては、新たに登録基幹技能者に登録された職員がいる場合には評価の対象としています。 建築・鋼橋塗装技能士を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。（C）</p> <p>③ 配置予定技術者の要件について 総合評価落札方式における配置予定技術者の要件については、技術者本人の施工経験や実績等の評価するものであり、工事の種類を限定せず適用しているところです。 今後も、入札状況等について検証を行いながら、より良い制度運用に努めていきます。（C）</p> <p>④ 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について 条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、会社及び技術者の過去の施工実績等の必要な要件を付して発注しています。 建設業法上、一括下請負以外の下請契約は認められていることから、自社施工要件として、全体施工面積に対する自社施工割合や数量等の条件を付すことは難しいと考えます。（C）</p>	C : 4
4. 予定価格事前公表の見直しについて	<p>入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものとして、岩手県では平成17年度から全ての入札に導入しています。 なお、予定価格の事前公表に当たっては、国が求める実施の適否について、十分検討を行いながら運用しているところであり、現時点では入札の適正な競争が確保されていると考えています。 引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。</p>	C

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	<b>A</b>	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	<b>B</b>	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</li> <li>・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</li> </ul> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	<b>C</b>	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	<b>D</b>	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	<b>S</b>	反映区分の選択になじまないもの
	<b>T</b>	県民等からのお礼、感謝の類